### 法 令より 見 た る 津 軽 藩 の 町 人の生活 **(上)**

### 黒 瀧 + = 郎

四防火・治安対策

むすび はじめに

一、町人に対する生活規制

はじめに

目

次

二、衣食住について

一衣服の規制

口食・住の規制

とを目的としたものである。

森に住む町人の生活にもふれた)を通して、町人の生活の実態を探るこ

本稿は弘前城下に住む町人に対する生活規制の分析(必要に応じて青

Ξ 年中行事と生活 (以下、次号)

(-) 育宮

口盆踊り

(三ねぶた

四お山参詣

呵 日常生活

一弘前城下の通行

| 巨質屋と藩士

口商業について

活を営んでいたことは言うまでもなく、また周囲の農村と城下とを往復 武家および寺社の配置は、十九世紀の初頭以後ほとんど変化はなかった。 にわたる武家屋敷の郭外移転、寛政改革による藩士土着とその後の城下 形づくっており、周辺農村とは在郷道で結ばれていた。慶安二年の寺町でき する農民との関りも深かったのである。 への復帰によって、城下の景観は度々変更を余儀なくされたが、町屋・ 大火、延宝二年と天和二年の岩木川掘替え、元禄年間と宝永年間の二度 町人は同じ城下で居住域は異にするが、藩士と深く関りあいながら生 弘前城は慶長十六年にいちおう完成し、城下は慶安期に現在の祖型を

とんど記されておらず、知ることが出来ない。どのように受けとめられ、如何なる影響を与えたか、などについてはほこれは詳細な日記であるにもかかわらず、藩から出された法令が町人に田氏の「金木屋日記」があり、生活の様子が知られる貴重なものである。町人が毎日のことを丹念に書き記したものに、幕末の津軽藩の豪商武

であったかを把握することは可能であると考える。
政中期以降を通しての法令から津軽藩の町人の生活が、どのようなものの法令の分析が中心とならざるを得なかった。史料的限界はあるが、藩町人の日記で筆者の管見に入ったのはこの日記以外にないので、多数

の作業である。 究」第八十六号)「法令より見たる津軽藩の農民の生活」(未刊)との一連治、この考察は「法令より見たる津軽藩士の生活」(「弘前大学國史研

## 町人に対する生活規制

付をもって「町人法度」が制定された。 町人に対する生活全般に亙る法令として、延宝九年正月二十一日の日したい。但し、個々の箇条についての考察は次章以下に譲ることにする。政の動向を通して考察し、町人の生活が如何に規制されていたかを概観本章では、町人を対象とする主要法令が出された時期とその背景を藩

少し長いが全文を引用すると次のようになる。(4)

### 条々

御公儀常々御法度并年々被仰出御条目之趣聊違背不仕可相守事、

其内にも無心元儀有之者、早々町奉行所へ可申出候事、一、吉利支丹宗門之改、前々より一年に兩度宛申付候通、急度可相改、

### 五人組之事

及了簡候は、年寄・名主相談の上に町奉行所へ可申断事、無道無之様可仕候、若五人組の内不届之者有之者、五人組加異見を不、町人以前より相定候通、五人組を定、互ニ自他相改家主下々共非分

、五人組之内他所へ罷越、一夜相泊候共、五人組へ相断可罷越候、尤

一、近年巡礼抜参と号、五人組へも不相断罷出候事有之、向後五人組名,所を替、他国へ罷出候儀ハ、町奉行に相断、可任差図事、

居候敷、或は山伏・行者人ニ忍候躰の者罷有候敷、遊女等隠居候者早々一、五人組の家内へ他国之者切々往来、又者由緒無之輩与風参居候而隠主へ相断可任差図事、

泊者不苦候、他国之者・浪人等宿を借り、二・三日も逗留仕候者、早々一、従主人構有之者、宿借申者町奉行江可受内意候、尤往来之旅人一夜町奉行へ可申出候、不然候而、御法度相背之者五人組共ニ迷惑可仕事、

、借店表裏共に請人無之者不可借、縦請人有之者たりといふ共、町奉行江可申出候、手負又ハあやしき者雖為一宿を不可借事、

不届

者之様に及ひ候者、五人組之仲間互吟味可仕事、

ハ、親類共へ申断、急度加異見させ、不及了簡候者、町奉行へ可申出、五人組借店之内、不勤家職朝寝昼寝をいたし、夜歩行仕不届之者之

### 候事、

、奉公人拝領屋敷為町人借地仕候儀、可為無用事、、借地之事慥成請人を取、年季を定、重而違論無之様に可申合候事、

一、新規之屋敷望之事、町家屋売買之事并金銀かりかし、五人組申合、

可守町奉行所之定式事

五人組仲間僉議之上、其所に勝れて親孝行成者・芸能の名人・医術

之功者等有之者町奉行迄可申出事

、旅篭屋之事、定置所之宿之外可為無用事

一、於町中召捕者なと有之時分、役人之外かたく其場へ不可出会候事

町人作法之事

一、毎朝家之前、道筋急度掃除可仕候、尤五節句礼日者如作法道掃除等15 亦若党たりといふ共、侍分之者に路次におゐて参合候者、慮外仕間敷 念入、往来之礼者へ無作法仕間敷候、往来之旅人者不及申、直参之面々

商売之時分下々迄無礼不作法成言葉申間舗事

一、町人いかつなる躰をいたし、武士に紛れ喧嘩・口論を好もの有之者、

五人組僉議之上、町奉行江可申出事

一、常々倹約を守、衣類・食物等随分輕可仕候、但定たる儀式祝儀事有 之時分ハ、定式之通応分限振舞等可仕候、尤大酒乱酔等仕候者、 過銭

、嫁娶之礼并葬礼年忌法事、分限より軽可仕事、 可申付候、委細町奉行可受指図事、

、嫁娶并養子之儀に付、 貧たる作法不可仕、尤妻女令離別候者其妻之

金銀衣類等早速可戻事

一、町人屋作之事、 不応其身儀仕間敷候、但通り町並之儀者町奉行の受

指図可作之事

、博奕并賭之諸勝負仕間敷事

町人之手前に諸浪人拘置へからす、但由緒有之ものハ町奉行江相断

可任差図事

、辻立・門立不可仕事

神事祭礼軽可仕候、附勧進・操・相撲等町奉行之受指図候而可申付

事

一、弘前惣構之内木草并俵物等馬に付、 中乗仕通間敷事

道橋之事

一、道橋往来之妨旅人之迷惑可仕処、 相叶候者、其一町申合可勤之、其一町に而不罷成所者、町奉行江可申 常々掃除可申付、五人組計に而不

一、大雨長雨之時分ハ水やりを見届、水湛不申様ニ可仕候、道之ぬ 候所者五人組申合候而道を作り、往来之者迷惑不仕候様可致事、

一、大雨洪水之時分、小橋落不申候様土俵石を置、堅可申候、橋浮立候26 而流可申候者、申合、橋を繋留可申候、五人組計に不限、其所近き一・

一、路次中倒れ者、

二町之間申ふらし、右之通に可仕候事、

酒狂者・乱氣者・急病人有之者、御定之高札之通可

仕事、

一、於路次非人・乞食等、妨往来、不作法不仕候様に可申付事 、木戸有之所者、朝夕之立明可入念、最盗人等有之者、合図次第早速 木戸を相改可申候、若木戸柵損申候者、 定之通修復可仕候事

伝馬馬次駄賃銭人足諸役之事

32

相勤、 右高札に具に出候、可守其旨、諸役儀・役銀等従以前相定候通急度可 但年により町中迷惑仕事者町奉行迄其旨可申断事

商売物之事

一、諸色一所に買置、〆売仕間舗候、尤申合候而諸色高直に仕候事、并

諸職人作料・手間賃申合高直に不可仕事、

一、丈尺舛秤、御公儀御定之通私之器を拵申候者可為罪科事

一、布木綿絹紬幅長、御公儀之御作法之通可相守事

一、誂者諸色請取置候者、日限之通精を出可令出来、若不仕候而申延候

7 者可為曲事事

一、往来之旅人江商売之事他国之ものたりといふ共有様に申候而売可申

\* 候、必高利を取申間敷事、

置候者早々其者を尋可遣候、先之者知れ不申候者、五人組申断、其上、買手金銀計目の違ヒ定より過分ニ出候歟、金銀銭失念仕、其処に残

、に町奉行へ可申出事、

、御定之御印之外、町人密々に百姓申合、鳥獣を盗取候事、尤所にて、相定所之諸運上之外、所々者迷惑仕儀候ハハ町奉行迄可申出事、

売買致し、又ハ他国へ遣し候儀堅可為罪科、左様之儀脇々より訴人有

之者、其身ハ不及申、五人組迄御かゝり可被成候事

一、於途中衣服・刀脇指其外、怪敷もの売買仕間敷候事

失火之事

3 一、町々常々火の用心堅仕、昼夜之番夜廻相定之通、急度可相勤事、4、

有之時分、家主昼夜ニ不限家之廻見廻り可申候、むさと紙燭をともし、

一、五人組互に相改、火之用心無沙汰に仕候者は町奉行へ可申断、尤風

| 其外火を無沙汰に仕間敷事、

には御褒美可被下候、尤自分之道具かまひ早速出火之場へ不出合輩ハ、出火之節見付・聞付次第にもミけし可申候、其場により、出精候輩

, 可為曲事夏,

一、揉消申事不罷成候者、火消之役人走付候迄者其場を立退申間敷候事、ホラ

役人参候以後者、自余之輩一切不可馳集事、

一、火之場へ参候者者、親子・兄弟・舅・聟・小舅・祖父・孫・伯父・(6)

甥・従弟并其町人の下人の外、出合儀一切仕間敷事

公事之事

、町人出入沙汰之儀者五人組能々下に而取扱、無事に可仕候事、

公事人・老人・若輩・慥成病人之外、介副之もの無用之事、

、屋敷堺論五人組は不及申、一町之者出合可為証拠次第事

、町人其身之下人与出合之事、下人主従之礼を不存、尤可為非分、但

主人段々不届有之、

一、ヤ町人其身の下人と出会の事、

公儀は不及申、町中へ対し不可然事有之者ハ格別の事

候者者其五人組能々吟味可仕候、若五人組其様子存知候而一味仕、公一、謀判・似せ手形等可為死罪、慥成証文・証拠等有之儀不存知、申掠い。

事仕せ候ハ本人より可為重科事、

一、御法度之事訴人申出候者、雖為同類咎を赦、御褒美可被下事:53

父子之事

一、町人の悴口論不及沙汰、双方親共へ急度可加制止、若親共互に申募、奉行所へ申出、可受指図、若右之段、親へ遺恨を存候悴ハ可為死罪事、一、親之申付を不承、五人組之異見を不用候悴ハ仲間に而僉議之上、町54

言分仕候者可為曲事叓、

、幼少之世悴刀傷人殺之事不存寄怪我ニ候者、幼少之者不及是非、十

三歲以上者是又可為死罪事

一、父子之出入、五人組取扱候而可任親所存、 者、五人組僉議之上、親又可為曲事事 但親之仕方重々非分有之

一、親之咎子に懸事勿論也、子之咎は不可懸親、但於大罪者可為格別事、

跡式之事

可申断、 若日頃断置候共、其子細不届之儀有之、跡式遣申間敷候もの、是前方 断可申候、尤養子の儀前方五人組相談之上、年寄・名主迄相断可申候 町人諸職人共惣領に跡式可申付、若所存有之者存命之内五人組へ相 及末期筋目違たる遺言申立間敷事、

、遺物配分之事、其身存命之内五人組へ申断可置候、金銀財宝・家屋 不可用事 敷等者証文載可申候、縦一類たり共存命之内不申届候而、死後之心入

一、後家分之家財遺物、兼日五人組に可申断事、 、男存命之内老年におよひ、養子之沙汰不仕候而末期に相続之者無之 然に左様之所無之、無程無作法出来、又者再嫁等之儀可為曲事夏、 屋敷・家財後家令支配者、五人組相談之上、男之一類養子たるへし、 者、後家ハ不及申、五人組可為曲事、但子細有之而相続之子無之、家 若親類に不譲、師壇と

名付、旁寺方・出家へ過分に遣事不可然事!

奉公人之事

一、町人下々を召仕事、尤請人可有之、請人無之ハ不可拘置候、奉公人。 出替は、御公儀御法度之通可為三月五日事

**-**65 、年季之事、御公儀御法度之通不可過十ケ年、尤一季居法度之事 奉公人召置候者不限男女、宗旨承届、寺手形急度取置可申事

欠落者之諸人咎之軽重に随、手形証文ニ随、急度可相守事、

先主の構有之者、欠落者、一切不可拘、若乍存拘置者可為曲事; 町人奉公人之請に立候者、宗門を改、下請を慥にとり、請人に立可

申事、

一、人之売買高札之通堅御制禁之事

喧嘩之事

可申候、若死人有之者、不論理非相手可為死罪、一方逐電仕候者、 町人共喧嘩口論堅仕間舗候、若仕出候ハヽ、其処之五人組出合取扱

人五人組尋出し可申事

一、往来之輩町中にて喧嘩有之ハ、双方立退不申候様に仕、 へ可申断事、 早々町奉行

一、往来之旅人町人与口論等令出来者、所之者早出合取扱無事に可仕候??

事

一、家中之下々喧嘩之上、町屋へ駈込候者有之者、不取込様に仕、主人が 一、辻切・敵討等有之者、是又相手退不申候様に可仕候、アス 骸等者如作法引散不申片付置、可待町奉行之指図事、 討れ候者之死

、親を殺、主人を殺候者、火を付候輩、従類迄可為死罪事

より付届次第返可申事

一、妻敵之事、其所にて討留候者、不可有子細、其外証拠不分明者窄鑿

之上、男女同罪之事

一、徒党之事、如何様の訴訟申上候共、結徒党申間敷候、若結徒党候者

訴訟之不理非に、或一同或党取之者可処罪科事

一、借物質物之事、 借物ハ可為証文次第、質物之儀能々相改、 慥成物は

9 可取置、若盗物等有之者如作法可仕事

一、落書之事堅不可仕候、雖為幼少之者、風説落書等持扱作出候者可為習、

右之段、従以前年々雖申付来候、今度就御代替、弥如此申渡候之間

諸事入念可相守者也、

延宝九年辛酉正月廿一日

(傍註筆者)

なり、合計七十九カ条である。事」「父子之事」「跡式之事」「奉公人之事」「喧嘩之事」の十一項目から事」「伝馬馬次駄賃銭人足諸役之事」「商売物之事」「失火之事」「公事之以上、この法度は項目にして、「五人組之事」「町人作法之事」「道橋之

また、この法度は農民に対する「農民法度」寺社に対する「寺社法度」大と共に城下の整備が進んできた段階にあたっているといえよう。(5)制定された時期は、弘前城下の形成という面から見ると、町割りの拡

主津軽信政の藩政確立期の所産であり、町人統制の基礎となる基本法と(寺院法度とも)と同年月日に制定されたことと考え合せると、四代藩

二月十一日の条に左のように記されている。 次に衣食住を中心とする法令を見てみたい。「弘前藩庁日記」寛政二年(※)

もいうべき重要な法令である。

一、弘前町奉行青森町奉行・鯵ヶ沢町奉行江於時計之間相渡候書付左之

遥

着服致候様相聞得不届之至ニ候、是迄者心得違茂有之哉ニ候間御用町在浦々之者共、近年緩ニ罷成侈及増長、分限不相応之着服、猥ニ

沙汰之上制法差立急度不取戻候様、厳重ニ致候様申付候、約を加へ、侈構敷儀決而無之様、町々一統申合、町役ニ而茂此上精々生出会者勿論婚姻等其外仏事等に至迄、一汁二菜不可過之、随分倹吉凶之出会等ニ至迄、大惣之規式構敷儀共有之旨相聞得候、都而平

覚

絹紬太織等者相用、右之外妻子共迄着用不致候様申付候: 下着小袖着用御用捨被仰付候、乍然目立候衣服者急度御停止被仰付 共、前々御用方茂相勤候家柄之者、惣而当時身上柄大家之者之分者 御用達并名主役之者、御目見席江罷出候諸役人、尤当時御目見無之 但上着之儀者、木綿之外紬たり共決而着用無用申付候

、上着木綿之儀者、男女とも決而絹裏相用不申候様、表裏共木綿着 用候樣、右之外諸町人之儀者、男女一統絹類決而着用不致外様申付

一、下着小学袖御用捨之者之妻子とも、 来品々左之通急度停止申付候 小袖裏絹猥:相用不申様、 以

付候、紅裏之儀者御用捨被仰付候間、結構之品者不相用候様: 浅黄絹紫絹桔梗色藤色桃色并模様等有之絹裏者紛敷候ニ付停止申

帯腰帯等迄近年至極奢侈ニ罷成、種々之織物を相用ひ候、是又以来 緞子繻子琥珀紗綾之外腰帯迄右準候様、此外決而相用不申候様ニ、 惣而下着小袖着用致候共、何色にて茂無垢小袖着用無用致候様、女 是迄結構之品持合候共、着用之儀是又身上柄之外着用停止申付候

一、仲買并日雇渡世之者、羽織着用無用申付候、右者以来町家之もの 役に而も無怠吟味致候様 とも着服御定被仰付候間、 全心得違無之、往々右之通相守、猶又町

但御用方相勤候諸町人之儀ハ是迄之通

右之通被仰付候間、此旨急度可被申付候、以上、

(下略)

戌二月

倹約令となっている。「下略」の部分の中に農民に対する倹約令がある。 後半の「覚」は上は御用達から下は日雇までにわたる、より細かな衣服 右によれば、前半の「覚」は衣食を中心とした内容の質素倹約令で、 「日記」同年二月二十九日の条によれば次のように見える。

(上略<sub>(9)</sub>

一、町中惣名主申出候

覚

◎御用達町人

、上着表木綿裏絹、

、下着郡内嶋

綿入羽織小紋紬并紬嶋'

、袷羽織小紋兜羅綿綿呉昌

、夏羽織小紋縮緬并絹羽織

点羽

上着之儀、年頭計絹裏御免被仰付度奉存候、郡内嶋之儀、嶋柄目

立不申品御免被仰付度奉存候、

兜羅綿綿呉昌計御免被仰付度奉存候, 小紋紬并紬嶋之儀者、御差留可被仰付哉

◎町々名主并御目見席江罷出候町人旧家之部

、上着表裏共木綿

、下着郡内嶋

、袷羽織綿呉昌兜羅綿之類

一、綿入羽織綿呉昌并木綿、

、夏羽織小紋縮緬并絹、

点羽

上着之儀者、申出之通被仰付候様、

一、郡内嶋之儀者、御免被仰付度奉存候、

一、袷羽織之儀者、申出之通被仰付度奉存候、

一、縮緬夏羽織者御差留被仰付度奉存候

◎町々大家之者并御用掛町人、

、上着表裏共木綿、

、下着染絹、

、綿入羽織袷羽織共木綿、

、夏羽織絹、

点式

此田口申出之通被仰付候樣

◎綿服ニ而上下御免之者:

、綿入羽織袷羽織共木綿

一、夏羽織布

3

但大家番頭之もの右ニ準候様、

◎右以下金売仲買并右準候小商人、

、羽織袴御免、尤右之者共婚姻亦は不幸之節者、亭主分之者上下御

免

点羽

羽織之儀御免被仰付候様、袴之儀御用ニ而御役所廻町年寄宅江相

詰候節者、袴着用仕候様、

一、婚姻亦者不幸等之節者、大礼之儀:付、上下着用之儀者、申出

之通御免被仰付度奉存候、

◎右以下小売仲買取売触売商売之者

一、年始羽織御免、

点羽

此ケ条申出之通被仰付度奉存候、

右以下之者一統羽織御差留、

、男女子供之儀拾歳位迄縮緬帯、

点羽

幼少之内申出之通御免可被仰付哉、

一、老女之分、緞子等之類模樣付相成不申候間、縮緬帯右者下着御免

之者之妻子、

点羽

此申出黒萠黄等者御免可被仰付候哉、

、縮み緬腰帯之儀者、老若共綿服上下御免之者共妻子迄、

点权

此ヶ条申出之通御免可被仰付候様、

候、右之内兜羅綿綿呉昌和織相用、凡而渡物者堅着用不致候様、其諸組代官并当町名主共より之別紙両通両奉行ニ而点羽付ニ而申出右ニ付、三奉行申出候者、此度町在之者共着服物御定被仰付候ニ付、

付旨申遣之書付三奉行江申遣之、 外両奉行点羽之通被仰付様奉存候、此段申上旨申出之、沙汰之通申

深く関りのある一連のものと考えられる。の条より詳細であり、しかも同月に出されていることから両者の規定は、の二月二十九日の条の衣についての倹約令は、前者即ち二月十一日

る倹約令も、藩士と同様に出された回数は多い。 既に述べた延宝九年の「町人法度」の制定後から寛政二年二月迄に、 既に述べた延宝九年の「町人法度」の制定後から寛政二年二月迄に、 既に述べた延宝九年の「町人法度」の制定後から寛政二年二月迄に、

を左に示そう。味をもつものと考えられ、検討する必要がある。それについて関係部分宝九年から一〇〇年余も経過した寛政二年に出されたことは、重要な意かくて、町人を対象とした詳細な衣の規制を中心とする倹約令が、延

「日記」享和三年八月七日の条に、(ユ)

候ニ付、其節書付を以厳敷麁服着候儀申付候処(下略)、寛政二戌年町在浦々之者共奢及増長、分限不相応之衣類猥ニ着用致

二月被仰付候通、一切奢構敷儀無之様厳敷可申付候、(上略)右御定之趣ニ相反し不申候様、其外之儀も諸事寛政ニ戌年とあり、「日記」文化四年十二月十五日の条には次のように記されている。

十二月

身分秩序を維持することでもあったのである。るために出されたものであったと考えられる。それは封建社会に於ける活困窮に対し、逆に次第に経済的実力をもつに至った町人の奢侈を抑えまた、この寛政二年二月十一日の条は、藩財政の窮乏による藩士の生

東なるのは当然であるが、ほぼ同時期の領内支配のために出された一姓、藩士対象)と「日記」享和三年八月七日の条(衣食住、藩士対象)と「日記」享和三年八月七日の条(衣食住、農民・町人対象)に見える両規定は、それぞれ対象が異なるので、その規定内容も異なるのは当然であるが、ほぼ同時期の領内支配のために出された一葉なるのは当然であるが、ほぼ同時期の領内支配のために出された一葉なるとができよう。

年十二月二十九日の条(衣その他=士対象、衣食住その他=農・町対象)、文政十年十二月二十八日の条(衣食その他、士・農・町対象)、天保十二農民・町人対象)、同八年九月一日の条(衣食住その他、士・農・町対象)、 そのほかに「日記」文化四年十二月十五日の条(衣食その他、藩士・

思われる。 思いと の他―農対象)、嘉永六年十二月十一日の条(食その他、士対象)、同年 の他―農対象)、嘉永六年十二月十一日の条(食その他、士対象)、同年 の代―田対象)、同年 の他―町対象、衣食住そ

天保改革の一環としての倹約令と見てよいと思われる。
弘化三年、嘉永六・七年に出されたものは、天保十年に始まる津軽藩の別に対する奢侈を抑制するための倹約令であった。それは階級社会に町人に対する奢侈を抑制するための倹約令であった。それは階級社会に以上のことから、寛政二年、享和三年八月、文化四年、同八年に出さ以上のことから、寛政二年、享和三年八月、文化四年、同八年に出さ

は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。
は衣のように効果的でなかった。

身分ごとに統制することにより、藩士・農民・町人の身分制度の維持を目にふれるもので、身分差も不分明になりやすかった。そのため衣服を右の両者に比較して衣は容易に着用の変更が行われやすく、また人の

(4) と思うのである。 (1) たと思うのである。 (1) たと思うのである。 (1) たれは封建社会の秩序を保つために効果的であった。それは動物の徹底は町人の身分秩序維持をはかるためのものであった。それは動揺する藩体制をあくまでも維持をはかるためのものであったといえよう。 (15) 検証する藩体制をあくまでも維持をはかるためのものであったといえよう。 (15) 検証する藩体制をあくまでも維持するために、町人に出された規制であったといえよう。 (15) を引きる (15) を引きる

### 註

- (1) 八木橋文庫蔵
- 寛文元年以降である。したがって本稿では寛文期以後を対象とす(2)藩政初期の史料が欠如しており、藩の公式の日記が書かれるのは
- されたい。
  書』の成立とその意義」(「弘前大学國史研究」第六〇号)を参照人法度」の成立とその間の事情については、拙稿「津軽藩『御定弘前図書館蔵)に記されているが、その内容は全く見えない。「町(3)寛文元年に制定されたことが「弘前藩庁日記」―「国日記」―(市立
- (4)「御用格」△寛政本〉(市立弘前図書館蔵)巻十三を底本とし、同宜上、の関係の二種類の「要記秘鑑」と校合・補充して作成した。便宜上、同
- (5) 註(3)の拙稿による。

- 六十五カ条であるが、六十六カ条とも考えられる。(6)「御定法古格」下、「御定法編年録」(共に市立弘前図書館蔵)所収。
- 三カ条からなる。下、「御定法編年録」(延宝九年とのみあって月日の記載なし)。十(7)「御用格」<寛政本>(市立弘前図書館蔵)巻八、「御定法古格」
- 稿では後者を指すものとし、引用する場合は「日記」と表現する。(8)市立弘前図書館蔵。「江戸日記」と「国日記」の二種類あるが、本
- (9)(上略)の部分が、農民に対する規定で、点羽がつき二月十一日の
- 条に見えるものよりも詳細である。
- (「弘前大学國史研究」第八十六号)を参照のこと。(1)拙稿「法令より見たる津軽藩士の生活~衣食住を中心として~」
- (11)「法令より見たる津軽藩の農民の生活」として発表予定である。
- (12) 註(10)に同年月日の史料は示されてあるが、その(中略)の部分
- (13) 註(10)参照
- 第四号)(4)藤川澄子「久留米藩の衣服統制」(「大阪大学経済学」第三十五巻
- (15) 註(10)参照

## 二 衣食住について

## ∬衣服の規制

全国的に見ると、正月の廻礼や婚礼・葬礼・祭礼に於ける礼装には、

分限に応じて用いていたのである。 一般の町人は絹・紬・木綿・麻布を色であった。生地の種類で見ると、一般の町人は絹・紬・木綿・麻布を小袖のみという順に略装となる。夏には浴衣を用いるのがこの時代の特かれる。羽織袴に次いで小袖と袴の組み合せ、小袖と羽織の組み合せ、り略装となるのが羽織袴である。これらを着用したのは一部の町人と思五郎丸・麻・絹製の裃か、黒羽二重五ツ紋の羽織袴を用いており、裃よ五郎丸・麻・絹製の裃か、黒羽二重五ツ紋の羽織袴を用いており、裃よ

くと、「日記」寛保三年八月十六日の条に、表現された倹約令である。その後の具体的な規定を年代を追って見てい常々倹約を守、衣類・食物等随分軽可仕候、(下略)」とあり、抽象的に九年の「町人法度」第十七条が現存する最も古いものである。即ち「一、沖軽蕃の町人を対象とする衣についての規定は、第一章に記した延宝

右四ヶ度外麻上下着用無用之事、

一、(上略)百姓町人之分御目見ニ罷出候節、年始節句并祝言相整候節

一、町人衣服軽申付候事、(下略)

門相渡候御書付左之通、一、今日於御用所に、郡奉行町奉行ならひ九浦町奉行江、吉村場左衛一、今日於御用所に、郡奉行町奉行ならひ九浦町奉行江、吉村場左衛さらに「日記」明和五年三月九日の条に次のように見える。とあり、右の規定は有力町人に、左は一般町人に対するものと思われる。

### 覚

用羽織袴に至まて麁服可相用候、勿論常々出会等茂質素いたし、奢ヶ猶以町々にて者一統綿服着用可致事候間、以来御用達初一統綿服着候者茂有之様に相聞得候、御家中に而茂応分限に御定茂有之候条、弘前并在浦々町人着服之儀、近年猥に相成、絹類着服不苦様相心得

# 間敷事無之様相心得、銘々家業相勤可申候、(下略)

## (傍註筆者)

袴に至るまで質素なものを着用するようにというものである。 右によれば、すべての町人に木綿の衣服を強制し、有力町人へは羽織

これは前年の凶作により、倹約令の一環として町人の奢侈を抑えるた

めに出されたものと思われる。

低き得くさらら。 こしさばり しぎこう こうになら。 末まで影響を与えた(後述)「日記」寛政二年二月十一日の条(規定は第一具体的で、且つ詳細な規定として、基準になったと思われるのは、幕

○御用達及び町名主等の有力町人 ―― 下着は小袖着用とする章参照)である。それを要約すれば左のようになる。

ない。上着は木綿製のみ着用。紬・大織等は許可)。但し、色付きで無垢仕立の小袖を着用するのは認め紬・大織等は許可)。但し、色付きで無垢仕立の小袖を着用するのは認め

○仲買及び日雇の者 ── 羽織の着用は許可しない。

(+)(キリアのでは、「日記」同年月日の条(第一章参照)と同じ文言の外に、左の部(キ)では、「日記」同年月日の条(第一章参照)と同じ文言の外に、左の部(キ)に「御用格」(寛政本)巻十三「衣類之部」寛政二年二月十一日の

分が見える。

堅ク着用仕候儀停止申付候、得候、是又右躰之品着用不致、通例有来候麻帷子着用、其外男女共一、夏物之儀、是又近年町方妻子共絽之帷子着用致候者茂有之旨相聞

羽織相用候之様申付候、一、夏羽織之儀、重立候亭主分之者絹羽織着用不苦候、右以下一統布②

人之妻子之通相心得候様、一、町医之儀、是等ハ制外之者ニ付、是迄之通女共之儀者、重立候町®

子并羽織之儀者着用不致候様、尤地布帷子着用致候儀不苦候、、召仕手代共之儀者、冬は上張浴衣着用致せ、夏ハ単物着用仕、帷

但羽織之儀者夏冬共停止申付候,

一、年頭五節句自分祝儀等ニ而上下着用之儀、是又身上柄之外着用停

止申付候、

但御用方相勤候諸町人之儀者是迄之通

を担このことのこうことの。 (①~⑤の番号は筆者による)

右の五カ条を整理すると次のようになる。

②夏羽織――有力町人は絹羽織、その他は布羽織の着用。

①夏の衣は麻帷子の着用(有力町人と一般町人の区別は不明)。

(編 ・

③町医は特別扱いで従来通り、女達は有力町人の妻子の扱いと同様にす

る。

帷子及び羽織の着用は許可しないが、地布(麻)帷子は認める。④召使・手代は冬―上張浴衣。夏―単物。

⑤有力町人は年頭・五節句等に裃着用の許可。

の部分を加えて、より正確な記録になると考える。「日記」寛政二年二月十一日の条は、右に述べた「御用格」同日の条

の条、文化八年九月一日の条等に見える詳細な衣服規制との比較からある。それは、「日記」享和三年八月七日の条、文化四年十二月十五日とが不可能となり、次第に遅れて清書する関係から誤りが生じたので即ち「日記」は、日記役創設当時は毎日記録されたものであるが、行即を「日記」は、日記役創設当時は毎日記録されたものであるが、行いるのように不完全なままで記されているのは、次のような理由による。

も言えるところである。

ように記されている。 「日記」寛政二年四月二十八日の条に、衣服規定違反の具体例が次の

(下略) (下略) (下略) (下略) (下略) (下略)

世られたものと推定される。 右によれば、青森町に住む男女八人が、前述の寛政二年二月(十一日 大によれば、青森町に住む男女八人が、前述の寛政二年二月(十一日 大によれば、青森町に住む男女八人が、前述の寛政二年二月(十一日 大によれば、青森町に住む男女八人が、前述の寛政二年二月(十一日

このことから、町人に対する衣服規定の遵守を徹底させようとする藩

当局の姿勢が知られよう。

定は、「日記」享和三年八月七日の条とほぼ同じである。は、「日記」寛政二年二月十一日の条と同内容であり、一般町人対象の規は、「日記」天保十二年十二月二十九日の条に見える有力町人対象の規定

一、在町重立之者たりとも、踏込ニ紛敷品着用不致候様、御家中ニ紛但し天保十二年十二月二十九日の条の中に次のような規定がある。

連候品相用得候之者於有之者、急度御咎可被仰付候

い仕立のものを踏込袴(略して踏込とも)といわれている。れた。町人でも公役出仕の折にはこれを着ける風がある。野袴の裾の細思ビロードの縁をとり、地質は鍛子・錦などから縞木綿にいたるまでの黒ビロードの縁をとり、地質は鍛子・錦などから縞木綿にいたるまでの黒があって、武士の旅行用に用いられ、また火事装束としても着けら黒があって、武士の旅行用に用いられ、また火事装束としても着けられた。町人でも公開といる。

込と間違われるようなものを着けるのを禁じた内容である。 右の規定は有力な農民・町人を対象としているが、藩士が着用する踏

ħ したがって、衣類の種類によっては、有力な農民と町人が同等に扱わ 彼等と藩士とが区別されていたことが知られる。

「日記」天保十三年九月十二日の条に左のようにある。

、在町浦々重立之者共、夏絹羽織相用候様、可成丈布羽織着用候様 羽織差留申付候、冬者並木綿着用候之様、紐者木綿紐相用得候様改 昨年被仰付候得共、以来重立二而茂夏者一統布羽織着用候樣、 而被仰付候間、支配頭ニ而時折心付心得違之者無之様、此旨可被申 付旨向々江申遣之、

記」嘉永六年十二月十七日の条にも同じものが見える)。 羽織を、冬は生地では並木綿を着用するよう命じられたものである。(「日 右によれば、有力な町人すべてが、夏はこれまでの絹羽織をやめて布

た。 る。それは、次第に奢侈の傾向を強めてきた町人に対する衣服規制であっ るように、絹羽織の段階より質素倹約を厳しく求められたことを意味す 条「一、夏羽織之儀、重立候亭主分之者絹羽織着用不苦候(下略)」とあ このように布羽織の着用は、前述の「御用格」寛政二年二月十一日の

詳細な規定が見えるが、その中に次のように記されている。 「日記」弘化三年三月二十七日の条に、農民・町人の生活全般に亙る

## 一、在方衣類之事

相聞得候間、 別高直上品相用得候間、 二而切替、今以持来候絹類着用二相聞得、 在町共絹類停止被仰付候所、弘前浦々ニ而町家之者袖口裾廻等木綿 町家之男女共並木綿之外決而着用不致候様、在方之者 右之風儀百姓家ニ押移、御締相立不申候様 上着ニ至木綿類ニ而茂格

> 致候樣、 席脱せ、 ハ上張布小巾手代村役共兼而被仰付候通、夏冬之無差別布羽織着用(ロキン) 其者江御片付被仰付候様、(下略) 万一心得違之者者、 仮令帯刀免許之者ニ而茂、 見聞次第即

(傍点傍註筆者)

ようとする藩当局の意図が明らかに認められる。 ことが指摘され、衣服の区別によって、農民と町人の身分秩序を維持し 右によれば、 町人の贅沢な美服を着用する風潮が農民へも移っている

をあくまでも維持しようとするためであったと思うのである。 の商人間では富裕の度合に差があるにしても)に依存せざるを得なく あると考えられる。同時にそれは、藩財政の窮迫が町人(豪商とその他 窮乏を救済するために、津軽藩の天保改革の一環として行われたからで なっている状態に対し、一方では彼等を抑えることによって、身分秩序 衣服規制が、天保期段階でさらに厳しくなってきているのは、 かくて、天保十二年・同十三年・弘化三年・嘉永六年の町人に対する 藩財政の

一、三奉行申出候

さらに「日記」安政三年八月十一日の条に左のように見える。

東長町蕎麦切家業

取押候衣類者御取上之上、日数三十日戸〆被仰付候様、尤彦助儀右 仏参之旨ニ而家より出候節、其方并妻相挊候場合ニ而見当、 躰御制禁を犯し候段、是又不埓ニ付、其方於手前日数廿日押込被仰 右者其方子彦助儀、御制禁之衣類着用致候儀:付吟味之処、 薩摩屋 彦助儀 (中略)

# 一、碁盤縞藍結城袷羽織 壹枚

但裏海気紐絹夏紐

同藍縞袷 壹枚

但裏江戸華色

綿入

其外木綿切替胴より上へ表裏袖共絹

但

**黒博多帯** 

但小柳

壹筋

無緬

壹枚

但黒縮緬裏秩父

町奉行勘定奉行ニ而取扱候様可仕旨、沙汰之通被仰付之、之上家業手伝之者江入札払被仰付候様、右之通被仰付候様、左候者右之通町目付ニ而取押、東長町関東屋嘉助江預置候旨ニ付、御取上

ことを示していることにほかならない。それは町人が財政的に豊かに記事が「日記」に散見されるのは、町人の衣服規制違反が絶えなかったのか、疑問は残る。幕末に至って、この外にも判決例及び判決に関するのか、疑問は残る。幕末に至って、この外にも判決例及び判決に関するのか、疑問は残る。幕末に至って、この外にも判決例及び判決に関する。し関が戸〆三十日の刑に処せられ、没収された衣服の名称が判明する。し

「日記」安政五年四月二十日の条に次のようにある。

なっているからでもあろう。

一、三奉行申出候、近来御省略被仰付、諸町人一統夏布羽織着用被仰

仰付度旨内意申出候間、 間敷候間、 旧功有之者、 織御免被仰付度奉存候、尤御用達共計御免被仰付候而者、 苦旨被仰付之、 付罷有候処、 他領応対茂御座候儀、 御用達加膽并在町御目見被仰付罷有候者共、 并其身勤労有之、 私共二而評議仕候処、 文化文政之度被仰付之趣を以絹羽織着用不 場所:寄不都合之儀茂御座候間、 御目見茂被仰付罷有候者共、 御用達之儀者格別身上柄之者: 同様御免被 外二先祖 帰服仕 夏絹羽

右のことから、すべての町人がこれまで夏に布羽織を着用してきたが、 右のことから、すべての町人がこれまで夏に布羽織を着用してきたが、 方うか。藩政に一貫性がなくなっていることを認めざるを得ない。 右のことから、すべての町人がこれまで夏に布羽織を着用してきたが、 方うか。藩政に一貫性がなくなっていることを認めざるを得ない。 右のことから、すべての町人がこれまで夏に布羽織を着用してきたが、 方うか。藩政に一貫性がなくなっていることを認めざるを得ない。

る段階に至ったことを指摘できるのである。

ことと連動して、町人の衣服規制はくずれ、身分秩序が崩壊に瀕してい
藩士が封建軍団として社会の秩序を維持できない状態にまでなっていた
が津軽藩士の生活を検討した際に述べたように、藩体制の弛緩が進み、
が津軽藩士の生活を検討した際に述べたように、藩体制の弛緩が進み、
が津軽藩士の生活を検討した際に述べたように、藩体制の弛緩が進み、

ことに。2、この規制は藩士・農民・町人間の身分秩序を維持するためであっ2、この規制は藩士・農民・町人に対する奢侈を抑制する倹約令であった。1、詳細な衣服規制は寛政二年以後に出されている。それは次第に経これまで述べてきた衣服規制をまとめると次のようになろう。

級内の階層秩序をも維持するためであった。3、有力町人と一般町人とを区別する規定が見られたことは、町人階

大きく依存せざるを得ず、そのため衣服規制は崩れ、幕末には身分秩5、藩財政の窮乏打開のために行われた藩政改革は、財政面で町人に津軽藩の農民の生活」でさらに検討することにしたい。あったように思われる。これについては別稿予定の「法令より見たる4、衣服規制から見ると、町人に対する規制が農民よりもゆるやかで

序が崩壊に瀕するに至った。

なる点については、さらに検討する必要があろう。 関藩の盛岡藩では、町人階級内における階層差はうかがわれず、また 関本る点については、
で会に検討する必要があろう。 といわれている。確か の規制参照)。が(これについては別稿予定の「法令より見たる津軽藩の の規制参照)。が(これについては別稿予定の「法令より見たる津軽藩の の規制参照)。が(これについては別稿予定の「法令より見たる津軽藩の の規制参照)。が(これについては別稿予定の「法令より見たる津軽藩の を表記して、大きな相違がある。隣藩の盛岡藩がこのように異 は、町人階級内における階層差はうかがわれず、また

## 口食・住の規制

にする。 るを得ず、断片的ではあるが食事に関する規制を年代順に見ていくこと仏事の際に見られた食事の区別がわからず、食事の実態は不明といわざ楽軽藩に於いては、町人の階級差による食事内容、平日・会合・婚礼

延宝九年正月二十一日の「町人法度」第十七条に

有之時分ハ、定式之通応分限振舞等可仕候、尤大酒乱酔等仕候者、一、常々倹約を守、衣類・食物等随分軽可仕候、但定たる儀式祝儀事

過銭可申付候、委細町奉行可受指図事、

祝儀の時には分限に応じた振舞をすること、大酒を飲み乱酔の場合にはとある。これは贅沢を戒め、倹約を命じたものである。その中に儀式・

罰金を科すというものである。

「郡奉行町奉行九浦町奉行江、於儀左衛門宅相渡候書付左之通、「日記」安永二年閏三月三日の条に次のように記されている。

(中略)

一、在方住居之者共、一統身上之貧富年々豊凶によら須、以来雑飯給へ

### 可申事

上柄ニ而粟飯白飯給候義用捨之事、但病人并六拾歳以上之老人、祝言仏事祝儀事ニ而来客等之節、身

別、一向之白飯盤可為無用事、右之外在方一統白飯給へ候之儀、堅、正月節句盆休日等之節、粟飯雑飯勝手次第ニ給候様、粟之多少者格

く停止之事、(中略)

儀、随分質素相用へ奢構敷儀無之様被仰付候間、急度相守様一統可被右之通在方江被仰付候間、町家之者共并浦々之者共、右に順し衣食居之

閏三月

申付候、以上、

当町奉行中

九浦町奉行中

(傍註筆者)

めるが、白飯は禁ずる。(1)平日には雑飯・節句・盆休日等の際は、粟飯・雑飯を食べることは認入及び六十歳以上の老人は、祝言などの来客があった時は粟飯と白飯を人及び六十歳以上の老人は、祝言などの来客があった時は粟飯と白飯をも農民に準じて倹約をするよう命じられたことが知られる。その内容は、これは前年の凶作によって農民宛に出されたものと思われるが、町人

とになろう。 右の規定によれば、正月でさえも白飯を食べることが出来なかったこ

「日記」天明二年十二月一日の条によれば、左のように見える。

一、今日大目付触左之诵

### 覚

等相用得、万端質素いたし、銘々取続方致覚悟候様被仰出候、此旨当年御領分作毛不熟ニ付、町在は不及申、御家中并寺社共ニ雑飯粥

十二月

惣触可被申触候、以上、

大目付中

できない。見える。天明二・三年は天明の大飢饉の時期であり、平常の年と比較は見える。天明二・三年は天明の大飢饉の時期であり、平常の年と比較はするよう命じたものであるが、同三年七月二十八日の条にも同様なのがこれは町人・農民は勿論、藩士及び寺社関係にまでも雑飯や粥で辛抱

「日記」寛政二年二月十一日の条(第一章参照)には、町人すべてが 立内容は不明だが)。

前が見え合計二七六名)に左のようなものが下賜されている。方の者達(農村の者の外に弘前・青森・鰺ヶ沢・深浦・十三の町人の名具体的に料理の献立は、「日記」宝暦五年十二月三日の条に見え、運送

献立

鱠 かなかしらひらめ ほうつき しゃうか 汁

つ**漬**く太む くしり しいま もい いなまい

飯

引而

焼物 香か 之れい

御酒

一、色付多古(蛸)

一、いりこんにゃく 平かつを かつを

(傍註筆者)

藩の施策に協力し、 宝暦五年は凶作の年であり、(ユイ) 賞されたものと思われる。したがって平常の食事の 運送方二七六名は飢饉を乗り越えるため

献立ではない。

理が記されている。四民とあるので藩士か町人か明らかでないが、 『弘藩明治一統誌月令雑報摘要抄』に、(5) 文政期に於ける四民の年越の料 弘前

城下の家庭の祝膳であり、整理すると次のようになる。上流家庭では、

Ш ——鱠、 鱈の焼物或は金頭魚

- 氷豆腐、 蒟蒻、 日和貝或は帆立貝

汁— 氷豆腐

小皿―鮑或は生海鼠、 保(g 夜 、 鰈小串

中流以下の家庭では

Ш 大根鱠に鮭塩引或は鰤

平——人参、氷豆腐、午旁、 鮭塩引或は鰤

汁—銀杏、大根、 田(ごまめ) 午旁の田麩、

小皿―鱈の子芹和合、 飯と酒がつく。 田作魚入れ黒大豆

であり、

宝暦五年と文政期とでは年数の隔りはあるが、献立には大きな差がな

いように思われる。

商といわれる有力町人は裕福になる。これらの町人は寛政二年以降に見 藩財政の窮乏により、次第に藩士が生活困窮に陥るのに対し、 逆に豪

える、常に一汁二菜(献立内容は不明)と規制された食事を厳守し得た

ある。 ろうか。 推定の域を出ないが、実際の食事はもっと良かったと思うので

あるが、不明な点が非常に多い。またこの規制は堅く守られなかったも 以上のことから、 食についての規制は倹約の観点から出されたもので

る。 合が多く、身分秩序維持のためには、効果的ではなかったと思うのであのと推定したい。また食事は、衣のように人の目に具体的に見えない場

次に住について述べる。江戸では初め板葺の屋根が多く、瓦屋は贅沢であると禁じられていたが、重なる大火のため、享保頃から瓦葺塗屋造であると禁じられていたが、重なる大火のため、享保頃から瓦葺塗屋造り、わずか三坪の家に、一家族が雑然と住んでいたのである。溝板を踏り、わずか三坪の家に、一家族が雑然と住んでいたのである。溝板を踏め、おずか三坪の家に、一家族が雑然と住んでいたのである。溝板を踏め、おずか三坪の家に、一家族が雑然と住んでいたのである。溝板を踏め、おずか三坪の家に、一家族が雑然と住んでいたのである。溝板を踏め、おずか三坪の家に、一家族が雑然と住んでいたのである。溝板を踏め、おずか三坪の家に、一般の町家はずっと狭く、間口二間以内の間など相当大規模であるが、一般の町家はずっと狭く、間口二間以内のである。

床縁・桟・框を塗ること、唐紙張付も禁止された。 (32) (38) (38)

宝暦八年成立の「津軽見聞記」に次のように見える。に集ったということができる。ついで亀甲町・和徳町・土手町であった。(ユウ) 弘前城下の町屋で最も殷賑を極めたのは本町で、豪商はほとんどここ

町余も出放建続であり。本町一筋目より四丁目迄此外町々多く皆々外に秋田よりの入口と青森への出口は一筋町にて、町はづれより十一、弘前といふは御城下にして繁昌の所なり。凡そ十町四方も有へし。

右の「約十間以上三十間ばかり」というのは、道路に面した表側の間

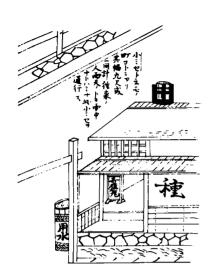
口を意味するものと思われる。

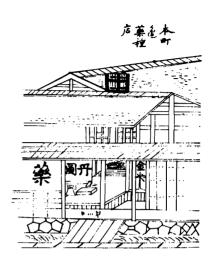
ばかりとはいえないだろうが、一応の目安とはなろう)。丁目の間口十間以上の家は、左の通りである。(大きい間口がすべて豪商ある)に見える、まっすぐに東西に走る道路に面した本町三丁目・同四宝暦六年の「本町支配町屋鋪改大帳 一」(本町一丁目~五丁目まで

部分の記事をほぼ裏付けるものといえよう。四軒―三軒、同南側三軒―三軒、である。これは「津軽見聞記」の傍点本町三丁目北側七軒のうち五軒、同南側八軒―四軒、本町四丁目北側

大明八年から翌寛政元年までに記録したものという『奥民図彙』に、 大明八年から翌寛政元年までに記録したものという『奥民図彙』に、 大明八年から翌寛政元年までに記録したものという『奥民図彙』に、

「日記」寛保三年八月十六日の条によれば、





#### 町 家(『奥民図彙』所収)

る

は、

城下以外に住む町人が柾屋根にすることを禁止されたことが知られ

長押打天井張厚盈用候儀無用之事、

亥八月十五日

とある。

葺は許されていたものと推定できる。しかし、寛保三年八月十五日以降することが認められていたので、町人が農村に住む家を建築しても、柾右のことから、弘前城下に住む町人は、これまで柾葺や板葺の屋根に

隣接の盛岡藩は、屋根を元文六年より瓦葺に、天保三年六月にこけららいて示されたものであろう。として示されたものであろう。として示されたものであろう。として示されたものであろうに、また農村に住む町人も質素を重んずのは、農民が贅沢をしないように、また農村に住む町人も質素を重んず農家の屋根は茅(萱)葺が原則で柾葺は強く規制されていた。藩当局

ついに見ることができなかった。といわれるが、その理由は不詳である。(窓) 遭いながらも、町家の屋根を桟瓦葺として土蔵造にしようとする発想は 建築に一定の規制をつくったとされ、柾の熨斗葺となっている。瓦葺は 建築に一定の規制をつくったとされ、柾の熨斗葺となっている。瓦葺は 隣接の盛岡藩は、屋根を元文六年より瓦葺に、天保三年六月にこけら (※)

覚

いのは、冬季の雪下しの便を考えてのことかと思われる。それに対し津軽藩では、城下に大火があったにもかかわらず瓦葺でな

これまで屋根・間口を中心に町家を見てきたが、年代を追って住の規

制について述べることにしたい。

させる。

では階層差のほかに、藩の家屋建築に対する方針があったことを推測
てる時には、町奉行の指図を受ける必要があった。それは、このようなじて建てるようにということが知られる。但し、交通量の多い町並に建

### 覚

敷御改被仰付候間、各支配所一統村役町役ニ而急度申含、御書付之在浦町々之者共、近年衣食住奢侈之風儀増長ニ付、此度御書付以稠

趣永ク相守リ候様可被申付候、(下略)

これは農民・町人宛に出されたものであるが、衣食と共に住に対して

も倹約が命じられている。

敷住居は堅停止可申付候之事」と見え、家屋は身分・階層によって決め迄茂銘々商売方弁用之住居之外無用之住居相省、分限よりハ手狭ニ奢構「日記」享和三年八月七日の条に、「(上略)」一、家居之儀茂重立之者

いよう申し付けられている。

さらに「日記」文化八年九月一日の条には、「一、家作之儀近年造作立をらに「日記」文化八年九月一日の条には、「一、家作之儀近年造作立がようなことがないようにすべきである。建具などは上方方面へ注文しないまうなことがないようにすべきである。建具などは上方方面へ注文しないようなことがないようにすべきである。建具などは上方方面へ注文しないようなことがないようにすべきである。

以上、住について述べたことを整理すると次のようになる。ら、衣食住共に質素倹約につとめよ、という意味の倹約令が見える。九日の条、嘉永五年閏二月五日の条に、町人が奢侈増長の傾向にあるかこの他に「日記」文政十三年九月十二日の条、天保十二年十二月二十

根に防火に備えた用水桶があげられ、店先のコミセ(小店・小見世)(1)弘前城下に住む町人の家屋は、柾葺か板葺の屋根で、冬季を除き屋

で隣から隣の店へと結ばれていたことが知られる。

中心地として最も繁栄したことが確認された。よって、間口の広い町家が並んでいたことが確かめられ、城下の商業(2)本町(一丁目~五丁目まである)三・四丁目には、宝暦期の史料に

の階層秩序を維持するためでもあったのである。 侈を抑えるための倹約令であった。同時に身分秩序維持と町人階級内(3)幕末までに出された住の規制は、経済的実力をもってきた町人の奢

(1) 河鰭実英『きもの文化史』(鹿島研究所出版会 一九六六年) 一六

八頁

谷田閱次•小池三枝 "日本服飾史』 (光生館 一九八九年) 一二一•

一二四頁

『生活史』II (体系日本史叢書16 山川出版社 一九六五年) 二四

2 小袖は狭義には冬期(九月九日から三月末まで)用の綿入れで絹 津軽藩では絹・紬・太織を許可しているのだから、上等の絹製の 製のものを指す(<註1>『日本服飾史』一二七頁)といわれ、

小袖を禁じているものと考えたい。

(3)寛政二年二月十一日の条に、「惣而下着小袖着用致候共、何色にて 見られなかった名称である。と述べられているが、隣藩の津軽藩、 袖のことと思われる。西村綏子氏は「江戸時代における衣服規制 茂無垢小袖着用無用致候様」と見え、無垢小袖とは無垢仕立の小 について―盛岡藩の場合⑴―」(「岡山大学教育学部研究集録」四 一九七七年)の中で、無垢はこれまで見てきた諸藩では

(4)市立弘前図書館蔵。「御用格」は「日記」の記事のうち公儀・規式・ 先例をジャンル別に書き抜き、まとめられたものである。内容は

には存在した名称といえよう。

れが著しい。その一例がこの寛政二年二月十一日の条である。 されている。「日記」に洩れている記事も見られ、特に寛政本にそ 「日記」の記事とほぼ同一であるが、その性質上、一般に簡略化

(5) 『弘前図書館蔵 郷土史文献解題』(市立弘前図書館 一九七〇

年) 六~七頁

 $\widehat{\underline{6}}$ 第一章註(10)に史料を示してある。

(7) 註(1) 『日本服飾史』一二五頁

8 第一章(10)参照

9 西村綏子「江戸時代における衣服規制について―盛岡藩の場合

 $\widehat{10}$ 渡辺実『日本食生活史』(吉川弘文館 一九六四年) 二四三頁

(2)—」(「岡山大学教育学部研究集録」四七号

一九七七年

11 『生活史』Ⅱ(体系日本史叢書16 山川出版社 一九六五年) 二四

六頁

12 盛田稔『近世青森県農民の生活史』(青森県図書館協会 一九七二

年) 一四四頁

 $\widehat{13}$ 第一章(10)に同じ。

14

弘前大学国史研究会編『津軽史事典』

(名著出版

一九八二年)一

五三頁。本章註(12)一四四頁

<u>15</u> 青森県立図書館郷土双書第七集 (一九七五年)。著者は旧津軽藩士

内藤官八郎

- (16) 太田博太郎『新訂図説日本住宅史』(彰国社 一九四八年)五二頁
- (17)太田博太郎『日本建築史序説增補第二版』(彰国社 一九八九年)一

九七・一九八頁

- (18) 本章註(11)二四六頁
- (1) 『弘前市史』藩政編(弘前市 一九六三年)三九五頁
- (20)『新編青森県叢書』(三)(歴史図書社 一九七三年)四六一頁。「津に望まれない所で、郷土資料として特異な存在というべきであろり、特に経済的分野に於ける記録の豊さは、他の文学者流の紀行り、特に経済的分野に於ける記録の豊さは、他の文学者流の紀行に望まれない所で、郷土資料として特異な存在というべきであろう。と述べられている。
- (21) 長谷川成一編『弘前城下史料』下 (北方新社) 一九八六年) 七六・
- (22)青森県立図書館郷土双書第五号(一九七三年)五五・五六頁

七七頁、七九・八〇頁

- (23) 第一章註(11)参照
- (4) 藩法研究会編『藩法集 9 盛岡藩 上』(創文社 一九七〇年)

<一六八>七八頁

- (25) 同右 下<二五〇三>一九八頁
- (26)『八戸藩史料』(伊吉書院 一九七三年)五六四頁

(27) 高島成侑・三浦忠司 『南部八戸の城下町』 (伊吉書院)一九八三年)

一六九頁

(青森県立弘前中央高等学校教諭)